議案第五十号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年九月十一日

提出者　港区長　武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

赤坂二丁目地区地区整備計画	都市計画法第二十条第一項の規定により告示された赤坂二丁目地区地区計画（平成三十年港区告示第百七十九号）のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二に次のように加える。

赤坂二丁目地区地区整備計画		風営法第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物				計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける階段、エスカレーター、エレベーター等及びこ				

れらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの、歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの並びに既存の広域通信施設の管理のために必要な建築物の部分及びフェンス等を除く。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（説　明）

都市計画決定された赤坂二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため、本案を提出いたします。